

# 世界遺産登録推薦書原案(概要版) 「百舌鳥・古市古墳群」

## 推薦書原案の概要

### 1 資産の名称

百舌鳥・古市古墳群

### 2 資産の内容

・構成資産の数 60基(百舌鳥28基、古市32基)(図1)

主な資産: 仲姫皇后陵古墳、履中天皇陵古墳、応神天皇陵古墳、仁徳天皇陵古墳、  
允恭天皇陵古墳、ニサンザイ古墳、仲哀天皇陵古墳

・巨大前方後円墳が交互に築造されることから、百舌鳥と古市は一体の古墳群である。

・前方後円墳は倭独自のものであり、埴輪を並べ、周濠が囲むと共に埋葬施設を納める円丘部と祭祀の場である方丘部が一体となった独特の形状であり、それが最も巨大化するのが百舌鳥・古市古墳群である。

・百舌鳥・古市古墳群は、巨大前方後円墳と陪塚のあり方から、倭の王家と親族、家臣たちの墓の集合である。(図2・3)

### 3 登録のための価値証明

①適合する評価基準と証明

- ii 倭の五王に代表される、東アジア社会の交流を現す端的な物証
- iii 前方後円墳を通じて共通のイデオロギーを持ち、墓の規模や形態により社会的地位を示す仕組みが作られた倭の文明を最もよく残している稀有な物証
- iv 倭独自に生み出された形状や外観を持つ前方後円墳が数多く存在し、かつ巨大。規模や形状の多様な古墳が同時に群在しており、世界各地の王墓群の中でも顕著な典型例

②完全性と真正性

大小の規模の前方後円墳、帆立貝形墳、円墳、方墳が王墓とともに存在し、王家の墓群を構成する要素が整っており、価値を証明できる完全性と真正性は保たれている。

③類似資産の比較分析

主に東アジアの類似資産(王墓・皇帝陵など)と比較分析

### 4 資産の保全状況と資産に与える影響

・史跡として文化財保護法、陵墓として宮内庁により保全されているが、開発、環境変化、自然災害等により影響を受ける可能性がある。

### 5 資産の保護と管理

・資産の集合体として持つ顕著な普遍的価値を守る観点から実施する。史跡については文化財保護法、陵墓については宮内庁による保存管理を尊重する。  
・地形・地物に基づき、資産の普遍的価値を守るために適切な範囲を緩衝地帯とする。

・資産の顕著な普遍的価値を保存・継承するために適切な整備・活用を行う。

### 6 経過観察(モニタリング)の体制

・資産及び周辺の保存への影響を把握するために経過観察を行い、資産に対して負の影響が確認された場合、除去もしくは軽減の対策をとる。

(添付資料)

#### 包括的保存管理計画

百舌鳥・古市古墳群が集合体として有する顕著な普遍的価値を守るため、価値の共通認識に基づく保存管理を継続して行う。資産を確実に保存するために、緩衝地帯を設定するなど、周辺環境についても十分な保全を行う。

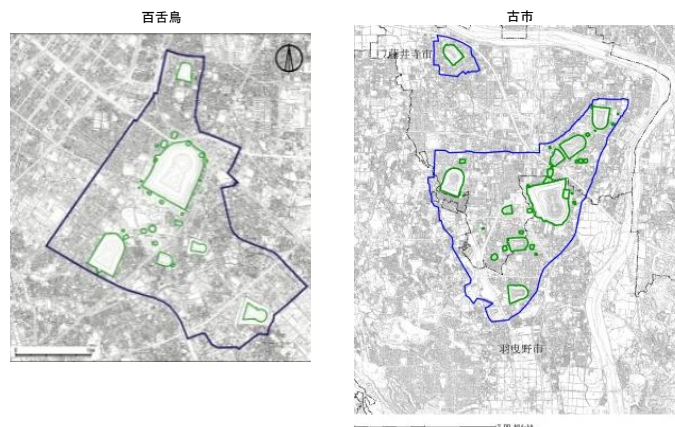


図1 百舌鳥・古市古墳群の構成資産と緩衝地帯(案)

#### 緩衝地帯の考え方

○目的

- ・資産の顕著な普遍的価値を守る
- ・視点場から古墳を見て、墳丘の背景に障害物が見えない景観形成

○検討中の手法

- ・建物の高度規制
- ・景観条例
- ・屋外広告物の規制

	大和	古市	百舌鳥	他
1	●			
2	●	●	●	
3	●	●	●	
4	●	●	●	●
5	●	●	●	●
6	●	●	●	●
7	●	●	●	●
8	●	●	●	●
9	●	●	●	●
10	●	●	●	●
11	●	●	●	●
12	●	●	●	●
13	●	●	●	●
14	●	●	●	●
15	●	●	●	●
16	●	●	●	●
17	●	●	●	●
18	●	●	●	●
19	●	●	●	●
20	●	●	●	●
21	●	●	●	●
22	●	●	●	●
23	●	●	●	●
24	●	●	●	●
25	●	●	●	●
26	●	●	●	●
27	●	●	●	●
28	●	●	●	●
29	●	●	●	●
30	●	●	●	●
31	●	●	●	●
32	●	●	●	●

図2 主な構成資産と王墓

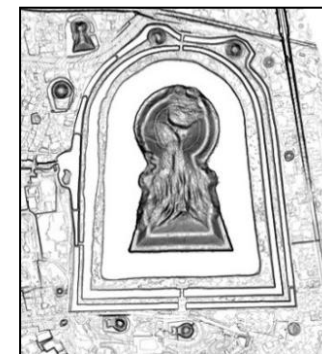


図3 仁徳天皇陵古墳と陪塚

#### (参考) 世界遺産の登録基準(世界遺産条約履行のための作業指針)

- (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。